

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 7 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 2 月 25 日
至 令和 3 年 2 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第7回白糠町農業委員会総会議事録

令和3年2月25日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

| 議席 | 委員氏名 | 出欠 | 署名 | 所属 |
|----|---------|----|----|----|
| 議長 | 林 善 幸 | ○ | | 総務 |
| 1 | 中 河 敏 史 | ○ | | 農地 |
| 2 | 田 代 幸 男 | ○ | | 農地 |
| 3 | 對 木 範 誉 | 欠 | | 農地 |
| 4 | 澁 谷 幸 子 | ○ | ○ | 総務 |
| 5 | 松 田 浩 二 | ○ | ○ | 農地 |
| 6 | 石 田 正 義 | ○ | | 総務 |
| 7 | 峯 田 弘 子 | ○ | | 総務 |
| 8 | 酒 井 伸 吾 | ○ | | 農地 |

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 議案第15号 白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見

開会 午後 1 時27分

議 長 これより第 7 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 8 名であります。
對木委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席
で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員
を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
4 番 澁谷委員、5 番 松田委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 議案第 15 号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見
」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第 15 号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、
白糠町から意見を求められた下記農業振興地域整備計画の変更について
、本会の審議を求める。
令和 3 年 2 月 25 日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記。
意見聴取の内容（変更内容）は土地利用計画の変更になります。
内容についてご説明いたします。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2」の規定によ
りまして、市町村が農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、
農業委員会の意見を聴くことになっております。

号別 1 号につきましては、現況は非農用地でありながら、用途区分は
農地等とされている部分について、現況に合わせて、除外するものであ
ります。

号別 2 号につきましては、携帯電話会社によります「移動通信用中継
施設建設」に係るもので、農用地区域からの除外になります。認定電気
通信事業者が中継施設の設置にあたり、許可権者である道との間で事業
計画の事前協議がなされている場合には、農地転用及び開発行為の許可
が免除されており、農用地区域を変更せずに施設を整備することが可能
となっております。

したがって、この件につきましては「本事業の必要最小限面積と
思われ、施設も公共性が高いものであることから計画変更はやむを得な

いと判断し」総合意見にあるとおり、公共性を考えると、土地の有効利用が図られるものと判断し、適格とする記載しております。

号別3号と号別4につきましては、農業振興地域内の除外地について、現況は採草地及び畑地であることから、令和3年度より中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の対象地とするために集落の協議会より農地の用途区分に編入を求める申請がありました。なお、農業振興地域整備計画のガイドラインによる農地編入の同意基準は、10ha以上の集団性のある農用地の一部であるとなっております。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

議長 議案第15号の質疑をお受けいたします。

石田委員 1号なのだけど、●●●他6名となっているけれども他6名はどういうメンバーか。

澁谷主任 ●●●さんのほか6名というのは、みなさんにお渡ししている整備計画の表紙をめくっていただいて、3ページ目に記載している方になります。●●●さんのほかには、●●●さん、●●●さん、●●●さん、●●●さん、●●●さん、●●●さんになります。以上です。

石田委員 今回の説明では、地目は農地だけでも農地を除外するというのかい。

澁谷主任 農業振興地域整備計画上の用途区分は農地なのですが、現況は農地ではない箇所、ほぼ山林や原野となっていることが明らかな箇所でありますので、その部分については除外することになります。

議長 他ありませんか。

職務代理者 この図面の全体像がわかるわかりやすい図面はないのですか。この間は●●●さんのところは私たち見に行ったので。

斉藤主幹 図面はすべて拡大図になっております。なかなか場所を特定するのは厳しいかなと思うのですが、すでにこの土地につきましては、酒井委員からお話ありましたように、すでに農業委員会を通じて確認した部分が大部分。と申しますのは、毎年利用状況調査を実施しております。その中で非農地の部分は農業委員会で確認しております。なおかつ、現況調査、昨年の秋に●●●様の現況調査をやった箇所だとか、あとは公共性の高い鉄塔などを農振から除外。編入する部分につきましては、中山間、多面ということで、農業関係者、農協さん等を通じて、新たに開拓した場所、草地、デントコーンなどはそれは申し出があったので、編入するというので、今回、対象地に入れたり、除外する内容となっております。

石田委員 それは分かるのだけど、本来は分かりやすい図面であれば一番理解しやすいのだけど、この●●●他6名の申請に伴って、こういう扱いにするのだけれども、町内に申請はないけれどもこういう類の地目は農地だけれども現況を見ると農地ではないようなそういう土地があると思うの

だけでも、それらは今後どうするつもりか。

齊藤主幹　　いまお話があったように、申請行為や農業委員会で事実確認したものにつきましては、今回こういう対象に含めて除外、編入。ただ見えない部分というのはあります。まだところどころあります。それは令和3年度の中で農業振興地域の見直しを実施することになっておりますので、さらに見直しをした結果、また今回と同じように意見を求められて、白糠町に返答することになります。その際は、地図の部分につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、例年実施しております農地パトロールの中で除外する部分が新たに発生するかもしれないので、それはそれで含めたい。事実関係を確認しましたら、含めたいと考えております。

議　　長　　他に質疑ありませんか。

(出席委員)　(なし)

議　　長　　質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)　　(「異議なし」の声あり)

議　　長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 1 時40分)